

泉区連合自治会町内会長会 12 月定例会

開催日時 令和 5 年 12 月 19 日 (火)
15:30～

1 依頼報告事項

(1) 地区連合自治会町内会役員・単位自治会町内会役員に係る永年在職者表彰対象者の御推薦について (担当・説明：泉区地域振興課)	推薦依頼 資料 1
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和 5 年度末における連合及び単位自治会町内会役員を対象とする永年在職者表彰の対象者の御推薦をお願いします。

提出期限は、令和 6 年 2 月 9 日 (金) までとなりますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への推薦依頼です。

(2) 令和 5 年度泉区自治会町内会長感謝会の開催及び対象者の確認について (担当・説明：泉区地域振興課)	確認依頼 資料 2
＜広報よこはま掲載：なし＞	

「泉区自治会町内会長感謝会」を令和 6 年 3 月 6 日 (水) 午後 2 時 00 分から J A 横浜みなみ総合センター (予定) にて開催します。資料に表彰該当者の一覧がありますので、お名前、就任期間等のご確認をお願いします。

また、表彰該当者、各会長には 1 月初旬に案内状を発送しますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への確認依頼です。

(3) 第 2 弾 自治会町内会向け魅力向上講座の実施について (担当・説明：泉区地域力推進担当)	情報提供 資料 3 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和 6 年 2 月 3 日 (土) に実施する自治会町内会向け魅力向上講座について、情報提供いたします。

(4) 「泉区民児協だより いずみのぬくもり」第13号の発行について (担当・説明：泉区福祉保健課)	情報提供
	資料4★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

泉区民生委員児童委員協議会の広報紙「泉区民児協だより いずみのぬくもり」第13号を発刊しました。民生委員・児童委員の役割や活動について、広く周知するため、各自治会町内会に送付します。

(5) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供
	資料5
＜広報よこはま掲載：なし＞	

(6) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供
	資料6
＜広報よこはま掲載：なし＞	

(7) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供
	資料7
＜広報よこはま掲載：なし＞	

1月定例会 日時：令和6年1月19日（金）午後2時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

令和5年12月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和5年度 12月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

12月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、12月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	第2弾 自治会町内会向け魅力向上講座の実施について 区連会議題3 【泉区地域力推進担当】	1部
2	「泉区民児協だより いずみのぬくもり」第13号の発行について 区連会議題4 【泉区福祉保健課】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：田岡 TEL 800-2391

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

**地区連合自治会町内会役員・単位自治会町内会役員に係る
永年在職者表彰対象者の御推薦について（依頼）**

日頃から、市政及び区政の推進、地域の振興に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

泉区では、永年にわたり安全・安心なまちづくりをはじめ、様々な取組みにより区政及び市政の運営に御協力をいただいております地区連合自治会町内会及び単位自治会町内会の役員の皆様に対しまして、敬意と感謝の意を表するため、永年在職者表彰として、毎年感謝状を贈呈しています。

つきましては、御多用のところ、誠に恐縮ですが、貴連合自治会町内会において永年在職者表彰の対象となる役員の方を御推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

1 表彰対象者**(1) 地区連合自治会町内会役員**

令和5年度末において、各地区連合自治会町内会の役員として活動され、在職期間が継続して5年に達した方、及び継続して5年ごとに達した方

(2) 単位自治会町内会役員

令和5年度末において、各自治会町内会の役員として活動され、在職期間が継続して5年に達した方、及び継続して5年ごとに達した方で、各単位自治会町内会長から推薦を受け、併せて地区連合自治会町内会長の承認を得られた方

※「5年に達した」：令和5年度任期満了時となります。

※ 単位自治会町内会長及び行政からの委嘱委員は対象外となりますので、御了承ください。

2 提出書類

- (1) 上記1の(1)に該当する方は様式1（連合役員用）
- (2) 上記1の(2)に該当する方は様式2（単会役員用）

3 提出期限及び提出先

令和6年2月9日（金）までに地域振興課へ御提出ください。

4 表彰日時・場所

感謝状の贈呈は、令和6年4月から5月に開催されます、各地区連合自治会町内会の総会等の席上をお借りして実施しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

5 様式ダウンロード

推薦様式は泉区連合自治会町内会長会のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードのうえ御活用ください。

【URL】<http://www.izumikuren.net/download.php>

担当：泉区地域振興課 田村、田岡
電話：800-2391 FAX：800-2507

連合自治会町内会役員等の永年在職者表彰推薦書

泉 区 長

(連合自治会町内会名)

(会 長 名)

次の者を永年在職者表彰の受賞者として推薦します。

ふりがな	
氏 名	
住 所	(電 話) ー
職 歴	(役 職 名) 副 会 長 年 (年度 ～ 年度)
	年 (年度 ～ 年度)
	年 (年度 ～ 年度)
	年 (年度 ～ 年度)
主な活動内容	

※この推薦書に記載されている個人情報につきましては、永年在職者表彰事務以外には使用しません。

連合自治会町内会役員等の永年在職者表彰推薦書

泉 区 長

(単位自治会町内会名)

(会 長 名)

次の者を連合自治会町内会役員等永年在職者表彰の受賞者として推薦します。

ふりがな	
氏 名	
住 所	(電 話) —
職 歴	(役 職 名) 副 会 長 年 (年度 ～ 年度)
	年 (年度 ～ 年度)
	年 (年度 ～ 年度)
	年 (年度 ～ 年度)
主な活動内容	

※この推薦書に記載されている個人情報につきましては、永年在職者表彰事務以外には使用しません。

◎ 上記の者を当連合自治会町内会役員等永年在職者表彰の受賞者として承認します。

(連合自治会町内会名)

(会 長 名)

連合自治会町内会役員等永年在職者表彰要綱

制定 平成17年12月20日

(泉地振 第10260号 区長決裁)

改正 平成25年10月22日

(泉地振 第800号 区長決裁)

(趣 旨)

第1条 この表彰は、永年にわたり泉区の地区連合自治会町内会等の役員として会長を補佐し、地域社会の振興に尽力するなど、その功績の著しい者を顕彰して平素の労苦に報いることを目的とします。

(表彰方法)

第2条 表彰は毎年1回、泉区長が感謝状を贈呈してこれを行います。

2 感謝状の贈呈は、各連合自治会町内会の総会（定例会）席上をお借りして実施します。

(表彰基準)

第3条 表彰は、現に地区連合自治会町内会の役員として活動している方で、その在職期間が継続して5年に達した者及び在職期間が継続して5年ごとに達した者を対象とします。ただし、役員を単位自治会町内会長が兼務している場合には対象外とします。

2 単位自治会町内会において、現に役員として活動し、その在職期間が継続して5年に達した者及び在職期間が継続して5年ごとに達した者で、各単位自治会町内会長から特に推薦を受けた者を対象とします。

3 前2項の役員には、行政からの委嘱委員は含めません。

(在職期間等の算定)

第4条 在職期間の算定は、地区連合自治会町内会（単位自治会町内会）の役員就任時から役員任期満了時までとします。

2 継続5年の算定は、表彰を実施する年度の前年度実績で判断します。

(推 薦)

第5条 第3条1項の規定に基づく該当者がいる場合には、地区連合自治会町内会長は、様式1により泉区長あてに推薦するものとします。

2 第3条2項の規定に基づく該当者がいる場合には、単位自治会町内会長は、様式2により地区連合自治会町内会長に推薦するものとします。地区連合自治会町内会長は、これを承認する場合には、承認欄に署名し、泉区長あてに推薦するものとします。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定めるものとします。

附 則

- 1 この表彰は平成18年度から実施し、平成18年度においては、平成17年度の役員任期満了時に在職期間が継続して5年以上となった役員を表彰対象とします。
- 2 この要綱は、平成17年12月20日から施行します。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行します。

地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長

令和5年度泉区自治会町内会長感謝会の開催及び対象者の確認について（依頼）

日頃から、横浜市政及び泉区政の推進、地域の振興に御協力をいただいております地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様に感謝の意を表するため、泉区自治会町内会長感謝会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多用中誠に恐縮ですが、御出席くださいますよう御案内いたします。

なお、永年在職者表彰該当者及び各自治会町内会長の皆様には、今回御依頼する御確認をいただいた後の1月初旬に案内状を発送いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、例年では、在職10年以上の方は市長公舎にて表彰式が実施されていましたが、今年度も市長が各区に訪問し表彰を実施しますので、御承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 日時

令和6年3月6日（水）14時00分から15時40分まで

※被表彰者は事前に集合し、市長との記念撮影等が予定されています。

2 開催場所

J A横浜みなみ総合センター（横浜市泉区中田西2-1-1）（予定）

3 内容（予定）

（1）式典 14時00分から

（2）懇談会 14時40分から

4 被表彰者

裏面のとおり

5 表彰基準

自治会町内会長の永年在職者表彰は、次の方が該当者となります。

（1）自治会町内会長及び地区連合自治会町内会長の通算の在職期間が次の年数に達した方

①5年 ②10年 ③15年以上5年ごと

（2）地区連合自治会町内会長の在職期間が10年に達した方

6 表彰該当者の確認依頼

別添の「永年在職者表彰該当者一覧」につきまして、お手数ですが漢字表記、ふりがな及び団体名を御確認ください。

また、誤字や記載漏れなどがありましたら、至急担当まで御連絡くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。※ 御確認後、お間違いなければ、御連絡は不要です。

7 添付資料

（1）令和5年度永年在職者表彰該当者一覧

（2）横浜市自治会町内会長永年在職者表彰要綱

（3）泉区自治会町内会長永年在職者表彰要綱

担当：泉区地域振興課地域活動支援担当 田村、田岡

電話：800-2391 FAX：800-2507

横浜市自治会町内会長永年在職者表彰要綱

制 定 平成 27 年 9 月 1 日 市地活第 188 号（局長決裁）

最近改正 平成 28 年 11 月 18 日 市地活第 376 号（局長決裁）

1 趣旨

永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政に協力し、地域社会の振興に尽力した者に対してその功績を表彰して、平素の労苦に報いることを趣旨として実施します。

2 表彰該当者及び表彰区分

(1) 表彰該当者

表彰は次のいずれかに該当するものに対し、行います。

ア 自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間が 10 年に達した者及びその後の在職期間が 5 年ごとに達した者

イ 地区連合町内会長の在職期間が 10 年に達した者及びその後の在職期間が 10 年ごとに達した者

(2) 表彰区分

ア 在職期間が 10 年に達した者
市長感謝状

イ 在職期間が 15 年またはそれ以上に達した者
市長表彰状

(3) 記念品の交付

(1)の規定により表彰を受ける者に記念品を交付します。

3 在職期間の算定

在職期間の算定は自治会町内会長または地区連合町内会長就任時より、表彰を行う年度の属する 3 月末日までを在職期間とし、途中退任期間がある場合はその期間を除外し通算年数とします。

自治会町内会長又は地区連合町内会長いずれも在職期間がある者については、自治会町内会長及び地区連合町内会長の在職期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとします。

4 表彰方式

表彰は、毎年度本市で開催する自治会町内会長永年在職者表彰式で行います。

また、表彰状及び記念品の贈呈は、市長または区長が該当者に対し行います。

この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定めます。

5 施行日

この要綱は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

泉区自治会町内会長永年在職者表彰要綱

1 趣旨

永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政に協力し、地域社会の振興に尽力した者に対してその功績を表彰して、平素の労苦に報いることを趣旨として実施します。

2 表彰該当者及び表彰区分

(1) 表彰該当者

表彰は次に該当するものに対し行います。

自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間が5年に達した者

(2) 表彰区分

在職期間が5年に達した者

区長感謝状

(3) 記念品の交付

(1)の規定により表彰を受ける者に記念品を交付します。

3 在職期間の算定

在職期間の算定は自治会町内会長または地区連合町内会長就任時より、表彰を行う年度の属する3月末日までを在職期間とし、途中退任期間がある場合はその期間を除外し通算年数とします。

自治会町内会長又は地区連合町内会長いずれも在職期間がある者については、自治会町内会長及び地区連合町内会長の在職期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとします。

4 表彰方式

表彰は、毎年度当区で開催する自治会町内会長感謝会の際に行います。

また、表彰状及び記念品の贈呈は、区長が該当者に対し、行います。

この要綱に定めるものの他、必要な事項は区長が定めます。

5 施行日

この要綱は平成6年12月16日から施行します。

この要綱は平成27年9月1日から施行します。

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 5 年 1 2 月 1 9 日
泉 区 区 政 推 進 課 地 域 力 推 進 担 当

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 区 政 推 進 課 地 域 力 推 進 担 当 課 長 土 田 俊 樹

第2弾 自治会・町内会向け 魅力向上講座の開催について（周知依頼）

1 趣旨等

自治会町内会においては、地域住民の福祉向上の取り組みや、防災・防犯など街の安全・安心、美化活動、運動会やおまつりなど地域の一体感を深める様々な活動を行っていただいております。

この度、12月8日に実施した同講座の第2弾として、次世代の担い手が魅力を感じる、団体運営についてワークを行いながら実践的に学んでいただく講座を開催します。

つきましては、自治会町内会役員の皆様には是非とも本講座へ御参加いただきたく、御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

2 講師

東樹 康雅 氏

3 開催日時・場所

令和6年2月3日（土）10時から12時まで
泉区役所 4階4ABC会議室

4 受講対象者

自治会・町内会で活動されている方、その他地域活動をされている方

5 申込方法

申込書により、FAX、E-Mail等で令和6年1月26日（金）までに出席の御連絡をお願いします。
（申込み人数によっては調整させていただく場合もございます。）

6 その他

ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ：泉 区 区 政 推 進 課

井戸、齋藤、高草木

電話：800-2333

FAX：800-2505

Eメール：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

新たな担い手が活躍する 自治会ってどんなところ？

自治会・町内会向け 魅力向上講座 **Part2**

個人の想い・経験・スキルを
自治会組織に活かす場を一緒に
考えてみませんか！

日時

令和6年

2/3 (土)

10時～12時

自分のやりたいこと、地域が求めていることを
整理し、地域の実情に合わせた新しい担い手の
巻き込み方について学びます！！

日時 令和6年2月3日（土）10時～12時

会場 泉区役所 4階ABC会議室

対象 自治会・町内会、その他地域活動をされている方

定員 30名 ※申込多数の場合は抽選とさせていただきます

申込 令和6年1月26日（金）まで

※申込書をご記入のうえ、窓口かEメール、電話、FAXにて
お申し込みください。

【ご確認ください】

- ・窓口またはお電話にてお申込み、お問合せの場合は、平日の開庁時間の対応とさせていただきます。
- ・区役所駐車場は原則有料です。ご来庁の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ・感染症対策は、個人の選択を尊重するため各自のご判断により行ってください。

自治会・町内会向け 魅力向上講座 Part2

■ 日時：令和6年2月3日(土) 10時～12時

■ 場所：泉区役所 4階 ABC会議室

■ 講師：東樹 康雅 氏

■ 主なプログラム

1. 講義

地域の課題解決に向けた取組のポイントを紹介します！

2. ワークショップ

地域活動に参加したくなるコツや、やりがいを感じてもらうための
秘策を考えます！

3. グループ発表

グループごとに考えた対策について共有します！

切り取り線

自治会・町内会向け 魅力向上講座 参加申込書

団体名	地区
-----	----

【参加者名】

代表者	様
(連絡先)	
(Eメールアドレス)	
様	様
様	様
様	様

※ ご提供いただいた個人情報は、本事業の目的の範囲内で使用します。

泉 区 連 長 会 資 料
令和5年 12 月 19 日
泉 区 福 祉 保 健 課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民生委員児童委員協議会
会長 石井 マサ子

泉区民児協だより「いずみのぬくもり 第13号」の発行について

師走の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、民生委員・児童委員活動につきまして、御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

この度、『泉区民児協だより いずみのぬくもり』第13号を発行しました。

つきましては、住民の皆様に委員活動を広くお知らせしたく、地区連合自治会町内会会長、自治会・町内会会長にご覧いただきたく、配付させていただきます。

引き続き、民生委員・児童委員活動に御協力賜りますよう、お願いいたします。

<配付物（各自治会町内会に1部）>

「泉区民児協だより いずみのぬくもり」第13号

【主な内容】

- ・ 民生委員・児童委員についての説明
- ・ 地区民生委員児童委員協議会活動紹介
- ・ 赤い羽根共同募金活動紹介
- ・ 特殊サギ注意喚起

【事務局】

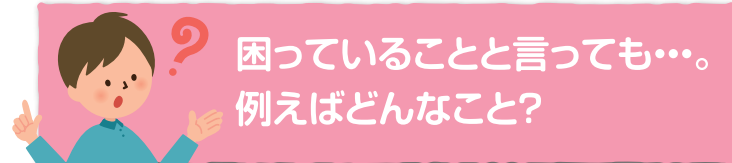
（泉区福祉保健課運営企画係）

野池、日比野

電話：800 - 2401



民生委員・児童委員、主任児童委員ってどんな人？

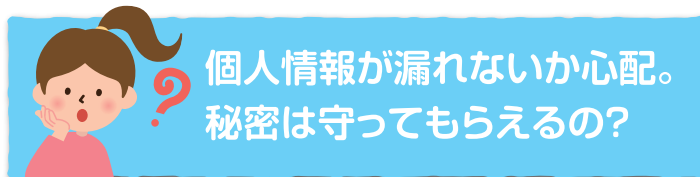


？ 困っていることと言っても…。
例えばどんなこと？

A

「親の介護、何から始めればいいのか分からない」「子育てが不安」「高齢でひとり暮らしが不安」など生活の中での悩みごと、お気軽にご相談ください。

※「買い物のお手伝い」など、直接的な支援は行っておりませんので、ご了承ください。

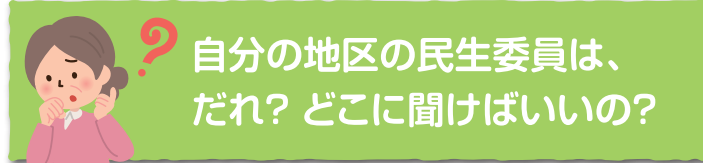


？ 個人情報が出れないか心配。
秘密は守ってもらえるの？

A

法律（民生委員法）で守秘義務が定められています。相談内容は、他の人に話さないようになっているので、安心してご相談ください。

※支援が必要と思われる際、ご同意をいただいた上で、最小限の情報を区役所はじめ、関係機関等にお伝えする場合があります。

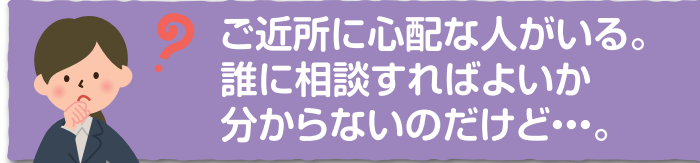


？ 自分の地区の民生委員は、
だれ？ どこに聞けばいいの？

A

事務局である《泉区役所福祉保健課》に御連絡ください。必要に応じて担当民生委員、または相談先などをお伝えします。または自治会町内会にお尋ねください。

●泉区役所福祉保健課 ☎800-2401



？ ご近所に心配な人がいる。
誰に相談すればよいか
分からないのだけど…。

A

例えば「お隣の家、郵便受けに新聞がたまっている」など、日常で気が付いたことがありましたら、地区の担当民生委員にお知らせください。ご様子を確認し、状況に応じて支援機関へおつなぎします。



赤い羽根共同募金

10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まりました。民生委員・児童委員は、毎年この活動に協力しています。

今年度も10月1日にいずみ中央駅前などの街頭で募金活動を行いました。

寄せられた募金は、市内の社会福祉施設や福祉団体、地域福祉活動に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの活動資金となって皆様に還元されます。



特殊サギに 注意しましょう！

電話を使った振り込め詐欺の被害が後を絶ちません。電話でお金の話が出たら、まずは詐欺を疑い、家族や泉警察署、または泉区役所地域振興課へ相談してください。

●泉警察署
☎805-0110
●泉区役所地域振興課
☎800-2397

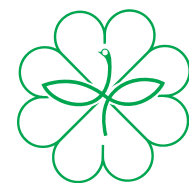


編集 後記

今期、広報委員として第2号の広報紙になります。新型コロナが5類に移行され、徐々に日常生活が戻ってきており、今年の秋は各地区での民生委員活動も活発に行われたようです。その活動内容を紙面に紹介しました。多くの皆様に民生委員・児童委員の活動を理解していただき、イベントに参加していただければ幸いです。

【広報委員】 柳澤良子（中田地区）
渡邊 正（しらゆり地区）
遠藤孝広（上飯田団地地区）

泉区民児協だより



いずみのぬくもり

第13号

令和5年12月 発行

泉区民生委員児童委員協議会 会長 石井 マサ子
（事務局：泉区和泉中央北五丁目1番1号） 泉区役所福祉保健課内 電話 045-800-2401

民生委員・児童委員、主任児童委員は 地域の身近な相談役として活動しています。

民生委員・児童委員は、地域の住民でもあり、住民の立場に立って福祉などの相談を受けて、「支援先」につなぐ“パイプ役”です。

主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門にしています。

現在、泉区内12地区で民生委員・児童委員、主任児童委員が、さまざまな活動を行っています。無報酬のボランティア（任期3年）で、地域の住民の中から自治会町内会などの推薦を受けて、厚生労働大臣から委嘱されています。

こんな活動をしています！

一人暮らし
高齢者等への
訪問、見守り

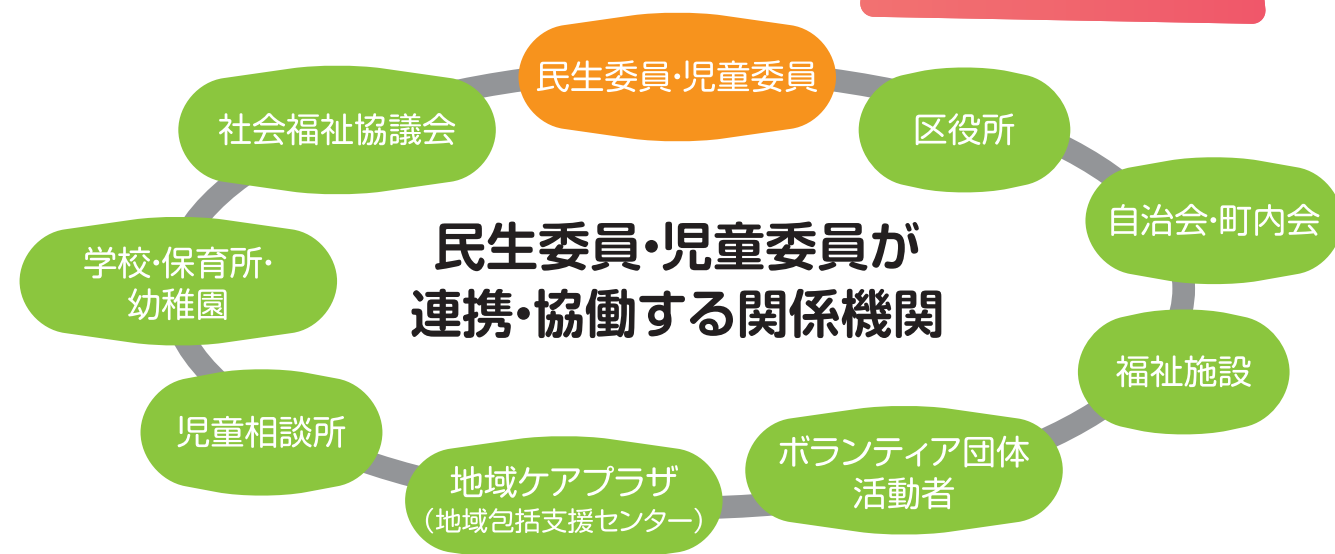
地域の高齢者・
子育てサロン、
食事会などの
運営協力

行政からの
要請に基づく
調査協力等



さまざまな機関と連携しています

地域福祉の充実のため、
関係機関と連携して、
地域の絆づくりを進めています



各地区と主任児童委員の活動報告



中田地区

高齢者サロン、子育てサロンを開催。研修も行いました。また、中田連合文化祭では、“ふれあいコーナー”を担当し、地域の方々と交流を深めることができました。

中田連合文化祭



クリスマスリースの製作や販売、輪投げ遊びなどを楽しみました。



VR体験研修



認知症の方の物の見え方を体験中。

歯科衛生士による
歯科相談を行いました

子育てサロン



踊場地域
ケアプラザ

立場地区
センター

上飯田団地地区

上飯田団地では、高齢者だけでなく様々な世代の方々が暮らしています。世代を超えた交流を図るために、自治会や民生委員が中心となって「ふれあい暖地マルシェ」など、様々なイベントを開催しています。

ペタンク大会



皆さん、真剣勝負！
技を競い合い、
見事な試合展開
でした

ふれあい暖地マルシェ



たくさんの方に
ご来場
いただきました

マーチング演奏



野菜も販売
されました



しらゆり地区

地域のこどもから大人まで、元気に明るく過ごせるよう、乳児・高齢者を対象として、ひよっ子教室、すこやかクラブ21、高齢者食事会、サロン・チートイツを開催し、楽しい時間を作る活動をしています。

ひよっ子教室(子育てサロン)



ママと一緒に
ワクワクする
体験できたね

サロン・チートイツ(健康麻雀)



今日は
運よく高い手で
上がれそう！

一人暮らし食事会

心の籠った
手作りの食事、
その後のイベントも
盛り上がりました



すこやかクラブ21(体操教室)



手・足・体を動かし
健康維持に
励んでいます

主任児童委員

主任児童委員は、子育てに関する相談を受けたり、虐待防止などの啓発活動に参加するなどしています。また、毎年10月行われている子ども虐待防止の啓発イベントである「オレンジリボン(子ども虐待防止のシンボル)たすきリレー」のお手伝いにも参加しています。

今年も
参加したよ！



横浜市
子ども虐待防止キャラクター
「キャッピー」

区民まつり



区こども家庭支援課ブースで
子育て応援マークの配布や
児童虐待防止の啓発イベント
(ペイントシール)の
お手伝いをしました。

児童支援・生徒指導選任の先生との連絡会

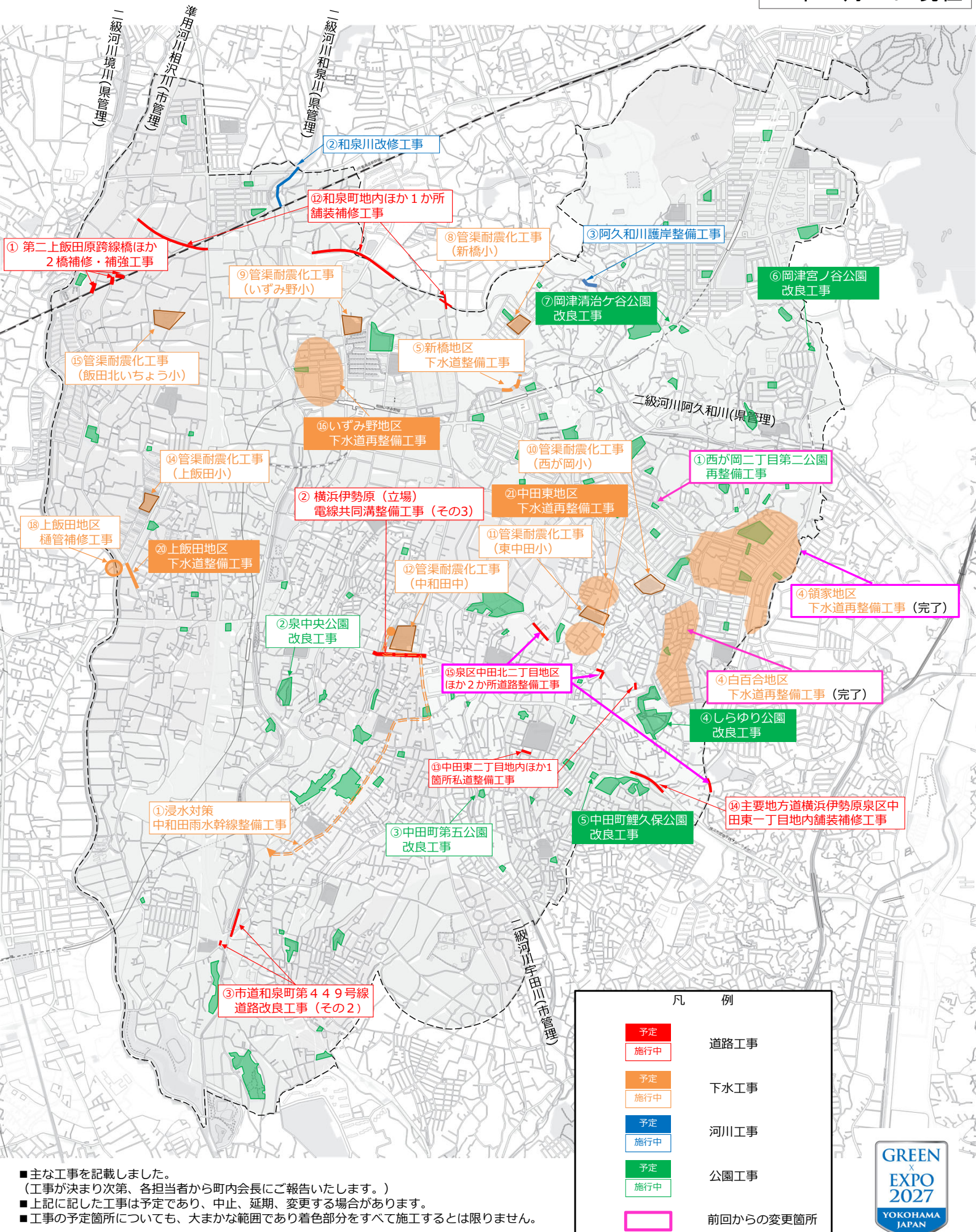


学校と地域の情報交換を行い、
連携を図りました。

令和5年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料5

R5年12月19日現在



1 犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知状況

資料6

	重要 犯罪	暴行・ 傷害 等	詐欺等	窃 盗										その他	合計
				空き巣	忍込み	侵入盗 その他	自動車盗	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	その他			
11 月中	1	3	5	1	0	0	0	0	1	6	0	12	6	35	
前年比	+1	+1	+1	+1	±0	-2	±0	±0	-3	-4	±0	-9	±0	-14	
11 月末	4	34	48	13	1	30	2	0	19	61	13	119	64	408	
前年比	±0	+17	+4	+11	±0	+8	-6	-2	+3	+11	-4	-65	+17	-6	

※1 重要犯罪には、殺人・強盗・放火・強姦・強迫・誘拐・強制わいせつがある。

※2 侵入盗その他には、金庫破り、病院荒し、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、すり等がある。

※3 その他には、住居侵入、器物損壊、占有離脱物横領がある。

(2) 特殊詐欺認知状況

累計	前年比	11月発生	被害総額
45	+10	4	¥87,645,440



(3) 町名別認知状況

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
11 月中	1	4	4	1	3	0	1	6	0	1	1	0	3	5	4	0	0	0	0	1	0	0	35
前年比	±0	±0		-3	-1	±0	-1	-6	±0	±0	-2	±0	+2	+3	±0	±0	-3	-1	-1	±0	±0	-1	-14
11 月末	21	35	17	23	16	8	17	84	0	15	6	1	31	42	27	3	16	6	9	10	1	20	408
前年比	+3	-30		+4	-5	+1	+7	±0	±0	-1	-2	-4	+22	+5	+11	-8	-3	-2	-2	+3	+1	-6	-6

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

2 交通事故の発生状況

(1) 発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
泉区 11 月中	38	0	40
前年比	+20	±0	+21
泉区 11 月末	288	0	320
前年比	+41	±0	+49
県内 11 月末	19,747	104	23,178
前年比	+692	+3	+1,180



(2) 路線別発生状況

	環状4号	横浜伊勢原線 (長後街道)	阿久和鎌倉線 (かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
11 月中	8	5	2	2	1	17	3	38
前年比	+4	+2	+2	+2	±0	+8	+2	+20
11 月末	50	44	10	13	5	153	13	288
前年比	+25	+10	-4	+7	-2	+10	-5	+41

※ その他とは、私道や駐車場内・私有地内の意味

(3) 町名別発生状況

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
# 月中	1	6	3	3	3	1	1	5	0	2	0	0	1	4	2	0	1	1	3	0	0	1
前年比	+1	+7		+2	+2	+1	±0	±0	±0	+1	±0	-1	±0	+3	+2	-1	+1	+1	+2	±0	±0	-1
# 月末	6	33	16	22	14	5	10	41	0	13	6	4	11	18	22	8	23	5	9	10	1	11
前年比	±0	+13		-3	-2	-2	+4	+2	±0	+6	+5	-1	+1	+5	+11	+2	+2	+2	-1	+2	+1	-6

(4) 主要都道府県交通事故死者数ワースト順位 11月末

順位	都道府県名	死者数
1	大阪	135
2	愛知	134
3	北海道	119
4	東京	117
5	千葉	111
6	埼玉	107
7	神奈川	104
8	兵庫	91
9	福岡	87
10	茨城	85

★防犯対策電話録音機 貸出中★

- ・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。
- ・ 高齢者向けに無償で貸し出します。

* 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課
045-805-0110

資料7

泉区連長会資料
令和5年12月19日
泉 消 防 署

火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和5年11月30日(木) 現在

火災状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災件数		26	18	8	665	564	101
火災種別	建物火災	21	11	10	395	370	25
	車両火災	3	1	2	78	59	19
	その他火災	2	6	△ 4	190	135	55
	林野火災	0	0	0	0	0	0
	船舶火災	0	0	0	2	0	2
	航空機火災	0	0	0	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	1,242	121	1,121	8,774	4,261	4,513
	死者	1	1	0	13	14	△ 1
	負傷者	7	2	5	109	80	29

泉区内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
放火(疑い含む)	4	4	0
こんろ	4	2	2
電気機器	3	5	△ 2
たばこ	3	1	2
ストーブ	2	0	2
上記以外の火災原因	10	6	

市内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
たばこ	115	93	22
放火(疑い含む)	107	80	27
こんろ	75	60	15
電気機器	66	64	2
配線器具	34	31	3
上記以外の火災原因	268	236	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
救急出場件数		9,079	9,054	25	230,486	220,315	10,171
救急種別	急病	6,514	6,533	△ 19	164,644	157,195	7,449
	交通事故	309	317	△ 8	8,207	8,086	121
	一般負傷	1,623	1,583	40	40,445	38,493	1,952
	その他	633	621	12	17,190	16,541	649

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	2
和泉中央地区	5
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	0
上飯田地区	7
上飯田団地地区	1
いちょう団地地区	0
中田地区	2
しらゆり地区	2
その他	3

消防団分団別火災発生状況

分団名	件数
第1分団	5
第2分団	2
第3分団	7
第4分団	8
第5分団	4

～ 火災が起こりやすい季節です～

空気の乾燥や暖房器具の使用により、火災が発生しやすくなっています。
火の元には十分注意し、火災のない年末年始を過ごしましょう。

泉消防署